

ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域住民の救急医療提供体制を整備するため、ドクターヘリの運営に要する経費等について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき行うドクターヘリ導入促進事業とする。

(補助金の額の算定方法)

第3条 前条の事業に対する補助金の額は、施設ごとに次に掲げる表の第2欄に定める基準額の合計金額と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計金額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表

1 種 目	2 基準額	3 対象経費
ドクターヘリ運航経費	ア 位置情報把握システムを利用している場合 1か所当たり (ア) 年間飛行時間 50時間未満 273,836千円 ×運営月数/12 (イ) 年間飛行時間 50時間以上100時間未満 281,336千円 ×運営月数/12 (ウ) 年間飛行時間 100時間以上150時間未満 288,836千円 ×運営月数/12	ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料））

	<p>(エ) 年間飛行時間 150時間以上200 時間未満 296,336千円 ×運営月数/12</p> <p>(オ) 年間飛行時間 200時間以上250 時間未満 303,836千円 ×運営月数/12</p> <p>(カ) 年間飛行時間 250時間以上300 時間未満 311,336千円 ×運営月数/12</p> <p>(キ) 年間飛行時間 300時間以上350 時間未満 318,836千円 ×運営月数/12</p> <p>(ク) 年間飛行時間 350時間以上 326,336千円 ×運営月数/12</p> <p>イ 位置情報把握シス テムを利用していない 場合 1か所当たり</p> <p>(ア) 年間飛行時間 50時間未満 272,036千円 ×運営月数/12</p> <p>(イ) 年間飛行時間 50時間以上100 時間未満 279,536千円 ×運営月数/12</p> <p>(ウ) 年間飛行時間 100時間以上150 時間未満 287,036千円 ×運営月数/12</p>	
--	--	--

	<p>(エ) 年間飛行時間 150時間以上200 時間未満 294,536千円 ×運営月数/12</p> <p>(オ) 年間飛行時間 200時間以上250 時間未満 302,036千円 ×運営月数/12</p> <p>(カ) 年間飛行時間 250時間以上300 時間未満 309,536千円 ×運営月数/12</p> <p>(キ) 年間飛行時間 300時間以上350 時間未満 317,036千円 ×運営月数/12</p> <p>(ク) 年間飛行時間 350時間以上 324,536千円 ×運営月数/12</p>	
搭乗医師・看護師 確保経費	1か所当たり 17,917千円 ×運営月数/12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）
運航連絡調整員確 保経費	1か所当たり 1,942千円 ×運営月数/12	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの）
ドクターヘリ運航 調整委員会経費	1か所当たり 3,542千円	ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費
ドクターヘリレジ ストリ構築経費	1か所当たり 1,086千円	ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）

（交付決定の下限）

第4条 前条により1か所につき算出された額が100,000円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 見積書の写し
- (3) その他参考となる資料

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控

除税額を県に返還しなければならない。

(9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業完了後(第7条第2項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)15日以内又は補助金交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定める補助金については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年度ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

埼玉県知事

あて

（補助事業者）

標記について、次によりドクターヘリ導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 ドクターヘリ導入促進事業計画書（別紙1）
- 3 経費所要額調（別紙2）
- 4 ドクターヘリ導入促進事業所要額明細書（別紙3）
- 5 添付書類
 - （1）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
 - （2）見積書の写し
 - （3）その他参考となる資料（カタログ等）

様式第2号（第8条関係）

年度ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付決定通知書

医 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあったドクターヘリ導入促進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件

この補助金は、「ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付要綱」第7条に定める条項を条件として交付するものである。

様式第3号（第10条関係）

年度ドクターヘリ導入促進事業費補助金事業実績報告書

第 年 月 日

埼玉県知事 へ

（補助事業者）

年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定の通知を受けたドクターヘリ導入促進事業が完了したため、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業実績書（別紙1）
- 3 経費所要額精算書（別紙2）
- 4 ドクターヘリ導入促進事業実支出額明細書（別紙3）
- 5 添付資料
（1）当該事業に係る歳入歳出決算（見込み）書抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
（2）契約書の写し
（3）その他参考となる資料

様式第4号（第11条関係）

年度ドクターヘリ導入促進事業費補助金交付額確定通知書

医 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け医第 号で交付決定の通知をしたドクターヘリ導入促進事業費補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

第 年 月 日

埼玉県知事

あて

（補助事業者）

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け医第 号により交付決定があったドクターヘリ導入促進事業費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県補助金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。